

業種分類	従業員の規模
①製造業、建設業及び運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人
②卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び個人
③サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び個人
④小売業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の法人及び個人
⑤ゴム製品製造業（自動車及び航空機用のタイヤ及びチューブの製造業並びに工場用ベルトの製造業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の法人及び個人
⑥ソフトウェア業及び情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人
⑦旅館業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の法人及び個人
⑧その他の業種	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人
⑨医療法人及び社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑩学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑪商工会、都道府県商工会連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が100人以下の者
⑫中小企業支援法第2条第1項第4号に	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①か

規定される中小企業団体	ら⑧までの従業員の規模以下の者
⑬特別の法律によって設立された組合及びその連合会	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者
⑭財団法人及び社団法人	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者
⑮特定非営利活動法人	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者

備考 この表において「常時使用する従業員」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づき解雇しようとする場合に予告を必要とする労働者をいう。